

令和6年度 仙台市いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和6年7月2日（火）午後3時～4時40分
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎8階第1委員会室
- 3 委 員 委員数13名（出席委員12名 欠席委員1名）
 - (1) 出席委員 野呂和代委員（代理坂本豊人権擁護専門官）、大浦久義委員、森川みき委員、久保順也委員、小園 彰委員、高城みさ委員、山口裕子委員、成田栄子委員、岩井 誠委員、蓮沼秀行委員、中村 洋委員、清水 充委員
 - (2) 欠席委員 西海枝恵委員
- 4 議 事
 - (1) 仙台市におけるいじめの状況について
 - (2) 仙台市におけるいじめ防止等に関する取組みについて
 - (3) 子どもをいじめから守るための取組み、関係機関との連携のあり方について

○会議の概要

- 1 開会
 - 2 こども若者局長挨拶
 - 3 委員紹介
 - 4 職員紹介
 - 5 会長・副会長の選任
 - ・委員による互選の結果、会長に森川みき委員、副会長に久保順也委員が選出される。
 - 6 報告・協議
 - (1) 仙台市におけるいじめの状況について
資料1に基づき、教育相談課長が説明
 - (2) 仙台市におけるいじめ防止等に関する取組みについて
資料2-1、資料2-2に基づき、いじめ対策推進課長が説明
- (質疑応答)

森川会長：取組みとして、年々改定され、進んでいると思うが、「はじめのいっぽ」の広報啓発のことにに関して伺いたい。このサイトのアクセス数の推移は、ここ数年何か変化はあるのか。新しい取組みとしての有名人のメッセージも大変すばらしい取組みかと思うがその辺りも含めてお願いしたい。

いじめ対策推進課長：「はじめのいっぽ」のアクセス数について、急激な動きというのはない。コンテンツの充実を意識してきているので、新しい記事を書いたときなどは少し多く見られているというような状況はある。

また子どもたちに、情報を見やすくするため、1人1台端末からも、アクセスしやすいような工夫をしている。そこを通じて相談なども寄せられているところであり、引き続き、情報をより多く、さらに新しい情報もというところを意識して、より利用されるポータルサイト作りに努めたいと考えている。

森川会長：本協議会は仙台市におけるいじめ防止などの対策について、関係する機関、団体の連携を通じて、市民全体でいじめの防止を推進することを目的として協議しているもの。それぞれの取組みはもちろんだが各機関が連携して啓発に取り組むことが重要だと考える。この後、皆様方からそれぞれ取り組まれているいじめ対策や関係機関との連携についてお話いただきたい。その際、事務局の今年度の取組みへの協力の可能性などについても可能な範囲

で触れていただきたい。

(3) 子どもをいじめから守るための取組み、関係機関との連携のあり方について

蓮沼委員：教育委員会の取組みについて、現在行っている3点取り上げた。

1点目は、児童生徒、家庭、地域等への啓発について、3つ。(1)のいじめ防止「きずな」キャンペーンについて。全市立小中学校における児童会や生徒会などの自主的な取組みの成果を、教育委員会のホームページのみならず、市役所本庁舎1階のロビー、各区の中央市民センターに、各校での実践の様子を展示広報行った。より多くの市民の方々の目に触れるように取り組んでいた。

(2)のいじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」について。毎年4月に学校を通じて在籍児童生徒の全家庭、また地域に配布しているもの。いじめの定義やいじめのサインを見逃さないためのチェックポイント、いじめの予防や受けとめ方など、啓発資料として活用を図っている。

(3)の他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進については、学校において、命と絆プログラムなど、命を大切にす実践により、保護者や地域の方へ、授業参観などで積極的に公開し、広く取組みへの理解を深める機会として行っている。

大きな2点目、教員の研修について。(1)として、いじめ不登校対策推進協力校による実践研究と成果の発信。今年度は、10校を協力校とし、地域や児童生徒の状況に応じた実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を市内学校に発信し、各校の取組みの改善を図る。

2点目として、いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進。各校において、年度初めに、校内の組織体制の確立や、職員の役割の共通認識等の総点検を行った。また、各校でのいじめ対策の核となるいじめ対策担当教諭などの研修では、事例対応やグループワークなど、各学校でのOJTに生かせる研修を行った。

3点目に、その他の取組みとして、市いじめSNS相談等の相談機会の確保、学校保護者、地域の方々が、学校運営協議会等において、いじめの未然防止や解決に向けた取組みなど、意見交換の場づくりを行うこと。

また、教育委員会指導主事による、全市立学校を訪問しての指導助言、専門職の活用というものを挙げている。

次に、関係機関との連携について、スクールソーシャルワーカー等による相談や関係機関との調整、S-KETとの連携による事案解決、また、警察署とのさらなる連携にも取り組んでいきたいと考えている。

成田委員：本校では職員会議の時に職員研修として、児童との信頼関係づくりについての話を必ず校長からしている。また、いじめ対策担当の教員が中心になり、事例研修を行っている。グループワーク後に振り返りなどを行い、研修を進めている。

年度初めの児童理解研修、職員会議、打合わせのときなどに、子どもの様子などを話し、全員で共有し、ケアに当たるというようなことをしている。そして、いじめ防止きずなキャンペーンにも取り組んでいる。5月に目標を設定し、11月・3月に振り返りを行っている。児童会でもどんな取組みをするかということを検討し、コロナ禍も明けたので、挨拶運動や縦割り活動を増やしていこうという方針を立てている。みんなできずなを作っていく、信頼関係を作っていくということを重視しており、全校で鬼ごっこをしてみようかというアイデアなども上がってきている。

いじめ調査アンケートも、仙台市のものと、学校独自のものを含めて年4回実施している。そこで、上がってきた事案について、チームで丁寧に対応しているところ。それから6月にいじめ調査も含む児童生活アンケートを学校独自に行っており、そのアンケート結果を基にして、児童との個別面談を実施している。2年生から6年生を対象に、放課後を利用し、今の生活について担任が聴き取りしている。それから9月と1月には、全員ではないが、アンケートにあった児童と面談を行い、聴き取りをしている。

関係機関との連携については、今年度5月にスマホネット安全教室を仙台北警察署の方に来ていただき実施した。スマホネットは、私たちが分からないうちに進んでしまうということに危惧しており、事前に様々な注意点、留意点を子どもたちに伝えておこうということで実施した。この教室についての情報は、吉成の地域子育て支援ネットワークという会議から

いただき実施した。

地域の方にも見守られながら、連携を進めていけるのがありがたいと思っている。

岩井委員：これまで行っている取組みということで、まず①学校独自のキャラクター、仙台高校の校章が竹に雀という校章になっているので、生徒がデザインした、和守（すずもり）君という雀のキャラクターを使い、校内の掲示物等に生かしている。特に文化祭で、キーホルダーを作成したり、様々な掲示物に使ったりしてPRしている。

②について、観葉植物のユッカ、別称青年の木というものが各クラスに1鉢あり、年度をまたいで命を大切にするという意味で受け継いでいこうと取り組んでいる。毎年4月の対面式の中で引き継ぎ式を行いながら、そういったものがなぜ教室にあるのか、その意味を考えさせる取組みを行っている。

③いじめ基本方針や防止等の取組みについて、本校の地域広報紙、あるいは学校ホームページを通じて、広報啓発を行っている。

④については、令和4年度から、全国の高校がスクールポリシーを定めている。その中の、卒業までに育てたい資質能力の一つに、自他を尊重する力を定めて、それを教育活動全てに関連付けながら実施している。

関係機関との取組みについては、冒頭にもあったように、本当に関係の皆様と繋がらなければ様々な取組みができないということで、様々連携している。

①は、発達障害等を抱える生徒の適切な支援ということで、そういったところが高校では遅れていたところがあったが、毎年一度研修会等として、外部講師による研修を受け、様々な知識、技能等を身に付けているところである。

②については、先日も行ったが、仙台北警察署の方においでいただき、最新のSNS関連の犯罪に係る情報等をいただいた。先ほど小学校の話にもあったが、小中高も全ての段階で行っているということが分かり、発達段階に応じてそのように進めていくことが改めて大事だと感じている。

④については、高校に入る段階で、いろいろな意味での難しさがあると思うので、校種間・学校間の引き継ぎ等をできる限り行いながら、スムーズに学校生活が送れるように対応している。

最後に成果と課題等というところだが、こういった取組みを繰り返しながら、丁寧にやっていくことで、今のところ、一定の成果が上がっていると考えている。ただ、こちらも先ほどもあったが、SNS等による表面化しないいじめは、なかなか分からないケースもあり、またコロナ禍明けというところで、生徒たちのコミュニケーションも、以前に比べると、能力的に下がっていると感じる場面もある。そういった点にも気を付けながら、さらに関係各所と連携しながら、未然防止に努めていきたいと考えている。

森川会長：中学校の取組みに関しては、西海枝委員が欠席ですが20ページに、取組みについての紹介があるので、お読みください。

ここまでは教育現場からの話を受け、出前授業や警察の方々からの講話など、各機関や団体との実際の連携についても話があった。工夫を凝らして様々な取組みを進められていると思う。特に、児童生徒が自分たちで考え自らいじめ防止のために活動することが大切だと感じている。

未然に防ぐという点で教育の重要性というのは非常に感じており、ネット上のいじめの問題についても低年齢化がめざましいと思われ、切れ目のない小中高の取組みが大変重要だと感じている。続いて、学校と共に子どもたちを見守っている保護者の立場から話をいただきます。

高城委員：仙台市PTA協議会では、いじめ防止や子どもの命を守る取組みを継続して行っている。まず初めに、平成29年度には自死防止メッセージ、「大切なあなたへ」というポスターの裏側に子どもたちに向けたメッセージが書いてあるものを全生徒に向けて配付した。

令和元年度から標語コンクールとして「大切なあなたへ」をテーマに、毎年保護者から子どもに送るメッセージを標語にしたものを取り上げており、日頃から大切に思われているのだと子ども自身に認識してもらうことをねらいとしている。

いじめはどの子にも起こり得るものであるとの認識を持っていじめの未然防止に取り組むことが重要と捉えている。児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめをさせない・許

さないとといった態度、姿勢を示していくことが望まれる。自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットを当てる事業として、篤行善行児童生徒表彰も毎年行っている。親以外の大人に自らの行動が評価され感謝されることで自己有用感や、自己肯定感の向上につながることを期待した事業。これらの事業を継続していくことでたくさん子どもたちに大切な存在であることを伝え続けていきたいと思っている。

コロナ禍以後、PTA 活動に対する保護者の意識も変化していて、これまで当たり前のように保護者同士にあったつながりにも変化が生じてきている。子どもたちを取り巻く環境も日々変化しており、これまで親が分かっていたような状況ともいじめの内容も日々変化していると思っているので、親としても学びが必要だと思っている。今一度家庭、学校、地域との連携の大切さを見直し、様々な事例にも大人たちが対応していけるように学びと連携を継続していきたいと思っている。社会全体で子どもたちを見守り健やかな成長を促していきたいと思っている。保護者として学び、様々な経験を経て、子どもたちの居場所を創出できるように、PTA 活動の中にも、大人の研修の場を設けていきたいと思う。

山口委員：PTA 協議会としての取組みは高城委員の方から説明した通り。私からは PTA 会長として、あとは一保護者としての視点でお話をさせていただく。

いじめはとてもデリケートな問題で、守秘義務などもあり、PTA の役員といえども、同じ児童生徒の保護者という立ち位置でもあるので、なかなかその情報も入ってこないし、こちらから入っていくこともできないということで、もどかしい思いを抱えているところ。保護者の生活スタイルも様々で、一律に PTA から「こうしましょう」と言うこともなかなか難しいと感じている。

そんな中でも何かできることはないのかというふうに日々考えているが、やはり学校や地域と連携して、起きている問題を共有して、皆さんに認識していただくことが大事だと思っている。

いじめをする側も、何か言われたときにそれをいじめだというふうに感じてしまうというのは何か心がギスギスしている状態なのかなと思う。それを和らげるには様々な人と関わっていくことが大切なのではないのかと感じている。学校運営協議会、コミュニティスクールなどもあるので、様々な立ち位置の方が学校に入ってきているので、そういった方々にもいじめのことを情報共有し、リーフレットの紹介もあったが、学校運営協議会の場でも情報共有してもいいのではないのかと思った。相談窓口がこれだけあるということ、果たしてどれだけの人が知っているのかというところ、そういったところも学校運営協議会の皆さんにも認識していただくと、広がっていくと感じている。

PTA 含め地域の諸団体を巻き込み、様々な行事が徐々に復活してきているので、そういったところへ積極的に参加をする。できれば、親子で参加できれば「ギスギスした」というところも和らぐのかと思っている。できることがなくて、もやもやしているところではあるが、諦めずに働きかけていくことは続けていきたいと思っている。

学校で定期的にアンケートを行っているということ、先ほど、説明いただいたが、年齢を重ねるごとになかなか素直に吐き出しにくくなってくると、中学生の母なので感じており、設問の仕方も工夫をしていくとよいと思う

森川会長：ポスターの標語も、2年、3年と見せていただき、非常に感動する文言ばかりで、是非この内容も、広く広報していただけるといいと思う。自己有用感、自己肯定感、満載の内容になっていると思う。日頃からの親御さんの気持ちがよく表れていると思う。

さらに個人情報への壁があってもその場で皆さん集まり、直接関わっていくことで、メールや SNS など、その文章だけの中ではない、直接のぬくもりを持った関係ができていくことが、いじめの防止につながるというようなことをご説明いただけたと思う。

また相談窓口は仙台市にたくさんあるが、保護者の方々への広報も今ひとつ、つながっていない部分もあると思った。アンケートの内容に関してもまた今後検討してほしい。

坂本専門官：私たちは、人権擁護機関ということで、国民の皆様から広く相談を受け、人権侵害や人権侵害性がある事案について、事案に応じた措置をとっている組織である。その他にも、人権について考えてもらうということで、中学生に人権作文コンテストに取り組んでもらっている。小学生を中心に、人権教室も実施しており、主に人権擁護委員の先生から、命の尊さ、思いやりの心について授業の場で話してもらっている。

その他にも、「人権の花運動」という、花を植え、育てることを通じて、思いやりの心、命の大切さについて考えてもらう活動にも取り組んでいる。

いじめ問題は表に出てこない問題であると認識している。これまで各機関の話から、子どもたちに対して様々なアンケートを行ったり、個別に聞いてみたりしているとお伺いしたが、どんなささいな悩みごとでも拾い上げるということは重要であると考えている。

私たちは、全国の児童生徒さんに、「こどもの人権 SOS ミニレター」を配っていて、子どもたちから届いたあらゆる悩みに対し、その 1 通 1 通に真摯に返事を書いている。

これ以外にも、電話や LINE の相談窓口も設けており、昨年から取り組んでいる LINE 相談も増加傾向にある。文字を書くよりも、チャットした方が早いということで、中学生高校生を中心に、相談も増えている状況にある。子どもたちの声を拾うということは重要と考えているので、これからも引き続き取り組んでいきたい。

また、子どもの人権擁護活動の強化として、SOS ミニレターを、児童相談所さんや全県の児童クラブ、児童館等に備え付けさせていただき、相談する場所があるということ、さらに周知している。

いじめ事案を認知した際には、関係機関の皆さんから情報をいただいたり、また提供したりということで、引き続き取り組んでいきたい。

大浦委員：一つ目はいじめ事案を早期に把握するための少年相談活動等について。始めに、宮城県警察では、いじめ事案を早期に把握するため県警本部少年課に設置したいじめ 110 番と少年相談電話がある。それから各警察署の生活安全課に少年相談窓口を設けている。そちらで被害少年やその保護者等からのいじめ相談に対応している。

昨年中、宮城県警察が認知したいじめ事案の取扱件数は 64 件で、前年に比べ 14 件増加。近年は小学生のいじめに関する事案認知が増加傾向にあると考えている。

二つ目は、被害者等の意向を踏まえた迅速な少年事件捜査及び調査等の推進。学校におけるいじめ問題については、第一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、被害者の生命身体又は財産に重大な被害が生じている場合など、犯罪行為として取り扱うべき事案については、被害者等の安全確保を最優先に捜査機関として、迅速な少年事件捜査調査を行っている。また、被害者側が事件化を望まない場合であっても、必要に応じて加害者に対する指導を行うとともに、学校に対し、被害少年が安心して登校できる環境を構築するよう要請するなど、いじめ事案の再発防止策を講じている。

項目 2 の関係機関との連携について。一つ目は学校との連携。いじめ事案の対応にあたっては、一方の当事者からの話だけでは、事実関係が正確に把握できないため、警察では、学校警察連絡協議会や、みやぎ児童生徒サポート制度を活用して、学校と警察の情報共有を図っている。また警察には学校対応に納得がいかないとの理由で、保護者から相談が少なからず寄せられているため、学校の事実調査や保護者対応等について、必要に応じ、先生方の相談にのっている。さらに、学校の要請に応じ、宮城県警察スクールサポーターを原則として 1 か月間派遣し、いじめなどの問題行動を沈静化するための見守り活動を強化している。

二つ目は、いじめ事案の再発防止に向けた学校・関係機関との連携。事件化を図ったいじめ事案については、検察庁や家庭裁判所への送致又は児童相談所通告により指導につなげている他、警察においても、必要に応じて加害者に対する継続補導等を行っている。また、被害少年に対する継続的な支援の他、いじめ防止に特化した非行防止教室や、命の大切さを学ぶ教室などを通じて、少年の基幹意識向上を図る取組みを推進している。

いじめ事案の対応にあたっては、それぞれ立場が違えば、切り取り方も違う。警察で言えば法令違反の方にどうしても視点がいく。しかし最も大事なことは、被害少年の立場に立った対応であり、各専門機関との相互連携が必要。必要な情報共有が円滑になされるよう連携の充実をお願いしたい。

久保副会長：今現在、県内で 460 名ほどの臨床心理士が当会に所属している。そのうちの 3 割程度が各学校においてスクールカウンセラーを務めており、学校の中でいじめに限らず、不登校などの様々な子どもたちをめぐる悩み、相談に応じている。

口頭での補足となるが、当会の活動として、月に 1 回、心の健康電話相談を行っている。こちらも特にいじめに特化した相談電話というわけではないが、市民の方、誰でも気軽に臨床心理士と相談ができる相談窓口として、月に 1 回開設している。臨床心理士に相談してみ

たいという思いがあっても、身近にそういう人がいない、病院の中にも臨床心理士は勤務しているけれども、相談するためには診察を受けなければならないなど、気軽に臨床心理士に相談できる機会はなかなかないが、こうした電話相談であれば、臨床心理士に心の悩みを相談できる。いじめに関する悩みも受け付けているので、こうした機会を活用してほしい。

関係機関との連携について、会の推薦を受けて、S-KETの心理部門の相談を担当している。

いじめの第三者調査委員会の委員を務めている会員がたくさんいる。実際各自治体においてこの第三者調査委員会の設置が求められており、医療・法律・心理の専門家や教育の専門家などが充てられるが、その中の心理の専門家として臨床心理士を派遣して欲しい、推薦して欲しいという依頼を多数いただいている。ただ県内のあらゆる自治体からそういった求めがあり、それに担当者を貼り付けてはいるが、マンパワーが足りないということがある。また、事案については守秘義務があり、「この件は、こうだった」などと気軽には共有できず、どのように調査していったらいいのか、何に気を付けるべきかなどをお互いに学びにくい、共有しにくいという課題がある。こういった点について、この委員を担当されることが多い、弁護士会や、社会福祉士会や、精神保健福祉士協会等と共同で勉強会とか研修会のようなことができると良いのではないかと考えている。こういったことは、重大事態が起きた後の対応という話になってしまうが、大会としての課題として紹介させてもらった。

小園委員：現在行っている取組みに関して、いじめに関する出前授業を、令和4年度の実績で、75件と書いているが、仙台市は別に60件前後あるかと思う。児童生徒向け、先生向けを行っていて、児童生徒向けが小中高を対象としているところで、小学校5年生ぐらいから、中学生というところが多い。

児童生徒向けだと、実際にあったいじめの事案の話や、ドラえもんを例えとして使い、いじめを大きくしないためには、見ているその他の児童生徒が重要だ、という話をしている。

教師向けの出前授業は、重大事態が発生したときの具体的な手順や、被害生徒や保護者からの意向を受け、どのように学校で方針を決めて、対応していくか、あとは一人で対応しないで組織で早めに対応していくなどという話をしているところ。

悩み事相談だと、子どもの悩みと電話相談、面談相談などを行っている。特に夏休み前には、広報活動などもやっている。

関係機関との連携に関して、仙台市のスクールロイヤーや、宮城県のスクールロイヤー、S-KETへの協力ということも行っている。私自身宮城県のスクールロイヤーを担当していて、学校から様々な相談を受けてアドバイスをしたり、先生向けの研修なども行ったりしている。出前授業に関して、弁護士会での講師の派遣などを行っている。第三者委員会の派遣も弁護士会を通じて行っている。

中村委員：仙台市の取組みやいじめの統計等の話から、いじめの対応というのが、児童虐待の対応と同じような難しい構造を抱えていると感じた。児童虐待も右肩上がりでどんどん増えている。ここ数年は、全国の児童相談所が年間20万件的相談対応を行っている。一方その中身としては、非常に軽微な虐待通報が多いというところもある。虐待防止法では、身体的虐待というのは、外傷を生ずるようなものと書かれてはいるが、実際にはたたいたら即虐待だということで、こども家庭庁のホームページでもたたいたら虐待と書いてある。それが、本当に人間が生きていく時にやってはいけないところの領域まで入っているのかということがすごく難しいといつも感じている。

いじめの統計についても、本市の認知が多いのは、拾い方が細かいからだという。では他の市はどうか。そうすると、この統計は有用な統計なのか。どんな解釈もできる統計になっていないのか、ということは考えていかなければいけないと思う。

児童虐待もいじめも、権力構造と似たところが多いのかと思い、人間はどうしても、パワーバランスの中で生きていくところがあり、どこまでが許容できて、どこからが傷が残っていくものなのかというところを、私たちは判断できない。1年間の中に解決した件数についての統計もあったが、いじめというのは本当にそんなに簡単に解決できるものではないという考え方もあると思う。これからも関係機関と連絡を取り合いながら、相談の中にはいじめもある、それから、虐待。重篤な虐待ですぐに手をつけなければいけない虐待も今日も昨日もあった。そういった中、私たちが支援をすることで家族を傷付けることがないのか、あるいは子どもたちに、悪い影響を残すことはないのか、ということ常々考えながら、自分は子

どもたちのことを分からないんだという思いを抱きながら仕事をしていかなければいけない
と
思っている。

清水委員：1つ目 LINE 相談という取組み。障害福祉部では、精神保健メンタルヘルスを担当し
ており、その関連で自死等に結びつくような様々な困りごとについて LINE で相談を受けると
いう取組みを行っている。相談の延べ人数が 715 名で実人員が 378 名。実際、相談いただ
いている方、学生生徒 64 名ということで、主には大学生、比較的若い世代の方にも LINE 相談
という形で、窓口を設けている。

教職員を対象とした研修について、学校の先生方により理解をしていただくためにアーチ
ルが研修の講師として、各学校や教育センターで行っている。併せてアーチルの主催で毎年
夏に講座を開催しており、最近はおんデマンドで開催しているが、1000 名程度の方が受講し
ている。

3 番目以降は、こども若者局、あるいは教育局の各関係課と連携して取り組んでいる。

(質疑応答)

森川会長：最初に仙台市から説明があった資料 1 について。今年度は、認知件数がマイナス
3.3%と減っているということで非常に仙台市の取組みがうまくいっているのだろうなという
思いで聞いていたが、警察の大浦委員から、いじめ事案の取り扱い件数が増加しているとい
う話があった。学校の方でどのような認知をされていたかがもし分かったら委員から話して
いただきたい。また、経年の低下の要因などを、仙台市から伺いたい。

大浦委員：相談については、まずは学校側に相談をすと思う。その後、警察の方というこ
とが多い。警察に相談したいという場合、「一からどのようにしたらいいでしょうか」とい
う相談もあるが、「被害届を出せるかどうか」、「事件として相手に何かできるか」という
相談が多い。

教育相談課長：件数は確かに減ってはいるが、逆に減っているから安心しているということは
全くない。逆にこの 1 万 1871 件に、学校が 1 件 1 件、丁寧に対応しているところに着目して
いる。

また警察から被害届というところがあったが、まずは学校が対応するところが一番最初。そ
の中で、関係する児童生徒からの聴き取りを丁寧に行っていくが、当然両者の言い分が違
う、あるいは学校の方で明確にしたのかしないのか、はっきりできないようなケースが実際
にはある。そういった場合については、警察に相談し、被害届を出しながら、はっきりさせ
ることを希望するケースもあるかと認識している。

久保副会長：教育委員会への質問だが、資料等では仙台市あるいは教育委員会のいじめに対す
る、対策や啓発活動を紹介いただいたが、もう少し広く捉えたときに、いじめ対応におい
ては先生方の負担軽減とか、いわゆる働き方改革などを通じて、現場の先生方が余裕を持っ
て子どもたちに、向き合う時間を確保することもまた広い意味で言えば、いじめ対策にもな
っていくものと思う。

これは保護者としての話だが、最近まなびポケットが導入され、学校と家庭との連絡のし
やすさが高まったと思う。これを通じて、現場の先生方の負担が減っているのかとか、そ
ういった負担が軽減された結果として、例えば子どもたちと向き合う時間が増えているよ
うだとか、それがいじめ予防につながっているようだとか、そこまで数値化は難しいことか
とは思いますが、そういった現状についてぜひ聞きたい。

蓮沼委員：働き方改革の目的というのは、単に時間ではなく、教員が本来行うべき業務、その
中には授業もあるが、子どもの対応や、保護者と連携していくため、相談をしていくとか、
そういった部分に、いかに向き合う時間得られるかという観点が大事かと思う。

教育委員会でも、働き方改革の指針を作り、取り組んでいるところだが、ICT の導入によ
って生まれた時間的な労力の圧縮の部分が対応に向かっているかは精査が必要。先生方にもア
ンケートを取っているが、まだ大きな効果が確認できるという段階ではない。いろいろな意
味でのウェルビーイングということで、働き方の時間よりも、質の部分ということを求めら
れているので、そういう部分を考えながら、取り組んでいく。実際に先生方がゆとりを感じ
、それを教育活動に向けられるような方策を引き続き検討しながら取り組んでいく。

我々の目指すところはしっかりと子どもと向き合い、授業をしっかりとやり、子どもが学校
楽しいとか、保護者から信頼が得られるとか、そうやって大人が連携して子どもを支えるよ

うな体制を作っていく、それを目指して取り組んでいきたい。

森川会長：いざという場面でよりよく連携を図るためにも、お互い理解することや情報共有は重要。本日だけでなく、必要に応じ、平時から連携を図り、いじめ防止対策につなげていただければと思う。

各委員の団体で、すでに行っている研修会や勉強会を、他団体と合同で開催したり、他団体からの参加を受け入れたりする取組みができると良いのではないかと思います。現場の先生方もなるべく参加可能な形で、顔の見える関係をさらに一步深める取組みができればよいのではないかと考える。

今後も本連絡協議会の連携を通じて、子どもたちのためにいじめ防止対策に取り組んでまいります。

7 閉会